別表十八の十二付表三の記載要領第一号中「令第155条の47第１項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法第81条の19第４項若しくは第６項（連結中間申告）若しくは法人税法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第51号）による改正前の法人税法施行令第155条の47第１項」に改め、同第三号を削り、同第十一号中「被合併法人」の次に「又は残余財産が確定した連結子法人」を、「各事業年度（」の次に「被合併法人（法第81条の19第２項第２号に規定する連結内合併に係る被合併法人を除く。以下この号において同じ。）の各事業年度にあつては、」を、「各連結事業年度（」の次に「被合併法人の各連結事業年度にあつては、」を加え、同号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

２　「前期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額の計算」の各欄は、法第81条の19第４項第１号又は第２号に掲げる期間内に同項に規定する連結親法人又は連結子法人を合併法人とする適格合併（同項第１号に掲げる期間内に行われるものにあつては法人を設立するものを除き、同項第２号に掲げる期間内に行われるものにあつては同条第２項第２号に規定する連結内合併及び連結親法人を設立するものを除く。）が行われた場合に記載すること。

別表十八の十二付表三の記載要領に次の一号を加える。

４　「被合併法人の確定法人税額等」の各欄は、法第81条の19第４項第１号に規定する被合併法人の確定法人税額等を記載し、「被合併法人等の確定法人税額等」の各欄は、同項第２号に規定する被合併法人等の確定法人税額等を記載すること。

別表十一十一の表中「所得金額又は欠損金額（別表四「39の①」）」を「所得金額又は欠損金額（別表四「44の①」）」に改め、同表の記載要領第一号を次のように改める。

１　この表は、平成22年９月30日以前に解散した内国法人である普通法人又は協同組合等（以下「内国普通法人等」という。）が清算中の所得に係る予納申告（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号。第４号において「平成22年改正法」という。）第２条の規定による改正前の法人税法第102条（清算中の所得に係る予納申告）の規定による申告書の提出をいう。以下同じ。）をする場合に記載すること。

別表十一十一の記載要領第四号中「租税特別措置法」を「平成22年改正法第18条の規定による改正前の租税特別措置法」に改める。

別表十一十一の記載要領第一号を次のように改める。

１　この表は、平成22年９月30日以前に解散した内国普通法人等が残余財産の一部分配等に係る予納申告（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号。第４号において「平成22年改正法」という。）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法」という。）第103条（残余財産の一部分配等に係る予納申告）の規定による申告書の提出をいう。以下同じ。）又は清算確定申告（平成22年旧法第104条（清算確定申告）の規定による申告書の提出をいう。以下同じ。）をする場合に記載すること。

別表十一十一の記載要領第四号中「租税特別措置法」を「平成22年改正法第18条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、同第六号中「法第109条」を「平成22年旧法第109条」に、「法第110条」を「平成22年旧法第110条」に改める。

別表十一十一の記載要領第一号及び第二号中「内国普通法人等」を「平成22年９月30日以前に解散した内国普通法人等」に改め、同第三号中「、清算中の所得に係る」の次に「地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第４号）附則第21条の規定による改正前の」を加える。

別表十一十四の記載要領第一号中「内国普通法人等が法」を「平成22年９月30日以前に解散した内国普通法人等が所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（次号において「平成22年旧法」という。）」に、同第二号中「内国普通法人等が法」を「平成22年９月30日以前に解散した内国普通法人等が平成22年旧法」に改める。